

## 団 体 貸 出 実 施 要 綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福山市図書館規則（昭和45年教育委員会規則第7号）に定めるもののほか、図書館資料（以下「資料」という。）の団体貸出を行うため必要な事項を定めるものとする。

### (団体貸出の登録)

第2条 資料の貸出を希望する団体は、毎年度、団体貸出登録・変更申込書（様式1）を図書館の館長に提出しなければならない。登録を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 申込書を提出する図書館は、団体の所在地を担当する区域ごとに別表のとおりとする。

3 登録有効期間は、申込日からその属する年度の末日までとする。

4 登録の更新を希望する場合は、3月中に申込書を提出しなければならない。

### (貸出冊数及び期間)

第3条 団体貸出できる資料は、1回250冊以内とし、貸出期間は2か月以内とする。ただし、調べ学習の場合は、貸出期間を1か月以内とし、冊数の上限は別に定める。

2 前項ただし書きの場合においては、学校等への団体貸出申込書（様式2）を提出しなければならない。

### (図書館資料の貸出・返納)

第4条 資料の貸出・返納については、次の各項による。

2 団体の責任者は、図書館において資料を選び、係員の点検を受け、貸出を受けるものとする。ただし、貸出できる資料は、図書・紙芝居に限る。

3 返却時には、貸出時のリストを持参し、確認を受けなければならない。

4 図書館において、貸出資料の中に予約資料ができたときは、貸出中の団体と協議のうえ期間を定めて返却を求めることができるものとする。資料の予約・要望は受け付けないものとする。

5 貸出を受けた資料を亡失、汚損、または返却しなかった場合には、現品または図書館長の指示する代金もしくは代替の資料をもって弁償するものとする。

6 資料の利用料は、無料とする。

7 館長は各団体の責任者に対して、利用状況について報告を求めることができるものとする。

8 資料の貸出日及び返納日については、土曜日、日曜日、祝日以外とし、返

納は貸出を受けた館へするものとし、貸出日及び返納日の変更がある場合は、事前に図書館へ連絡するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、団体に対する資料の貸出について必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 団体貸出実施要綱(2003年(平成15年)5月15日制定)は、2012年(平成24年)3月31日限りで廃止する。

別表(第2条2の関係)

	担 当 区 域 (学区名)
中央図書館	東, 西, 南, 霞, 川口, 手城, 深津, 樹徳, 泉, 旭, 光, 蔵王, 千田, 津之郷, 瀬戸, 熊野, 水呑, 箕島, 高島, 鞆, 走島, 曙, 多治米, 桜丘, 西深津, 久松台, 新涯, 山手, 川口東, 明王台
松永図書館	赤坂, 神村, 本郷, 東村, 今津, 松永, 柳津, 金江, 藤江
北部図書館	御幸, 有磨, 福相, 山野, 山野北, 広瀬, 加茂, 宜山, 駅家, 服部, 駅家東, 駅家西
東部図書館	引野, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 野々浜, 幕山, 日吉台, 大谷台
沼隈図書館	能登原, 千年, 常石, 山南, 内浦, 内海
新市図書館	常金丸, 網引, 新市, 戸手
かんなべ図書館	神辺, 御野, 竹尋, 湯田, 中条, 道上

## 団 体 貸 出 登 録 ・ 変 更 申 込 書

年 月 日

図書館長 様

団体名

代表者

住 所

電 話 (      —      )

利用については、福山市図書館条例、福山市図書館規則にしております。

貸出冊数	約            冊
------	----------------

申込事由

(団体の概要又は活動内容、団体貸出を希望する理由等をご記入ください。)

## 学校等への団体貸出申込書

年 月 日

図書館長様

団体名  
担当者  
連絡先(      —      )

利用冊数	約      冊
利用学年	年

学習のテーマ

(環境問題・修学旅行など具体的にご記入ください。)